

改定後	改定前
<p>E T Cカード特約（個人一体型用）</p> <p>第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）会員の家族・同居人・E T Cカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>（6）会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>（7）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（9）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>E T Cカード特約（個人一体型用）</p> <p>第8条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）会員の家族・同居人・E T Cカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>（6）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（7）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（8）その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第11条（再発行）</p> <p>1. E T Cカードの再発行は、当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第11条（再発行）</p> <p>1. E T Cカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のE T Cカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>

<p>第14条（特約の変更） 本特約の変更については<u>会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第14条（特約の変更、承認） 本特約の変更については<u>当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にE T Cカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p><u>E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u> <u>E T Cシステム利用規程</u></p>  <p>https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p><u>E T Cシステム利用規程実施細則</u></p>  <p>https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</p>	